

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

「いじめ」は、決して許される行為ではありません。「いじめ」は全ての児童に関係する問題であり、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるということをしっかりと認識し、学校の内外を問わず「いじめ」が行われることのないよう学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という）を定め、組織的にその防止と対応にあたります。そして、家庭・地域と連携を取りながら、全ての児童が安心・安定して学校生活を送ることができるように努めていきます。

2 いじめとは… 「いじめの定義」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（『いじめ防止対策推進法』より）

3 こんなことがいじめに当てはまります 「いじめの態様」

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

※けんかやふざけ合いであっても、相手が「いじめられている」と感じていればいじめです。

※好意から行った行為が意図せず相手を傷つけてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけてしまい、すぐに謝って仲直りできた場合なども、「心身の苦痛を感じているもの」に該当するため、いじめと認知されます。ただし、このような場合にはこれからの児童同士の関係性等に配慮し、適切に対応します。
（鶴岡市『いじめ防止基本方針』から）

4 いじめ問題に対する学校・職員の基本姿勢

- 学校基本方針に基づき、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関および、関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応、組織的対応等に向け全力で取り組みます。
- いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめの防止に資する多様な教育活動を学校教育計画の中に体系的・計画的に位置づけ、取り組んでいきます。
- 学校基本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込むことなく、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫して対応します。
- 学校基本方針を学校のホームページへ掲載し、基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明します。

5 いじめ問題に対する取組と対応

(1) いじめの未然防止に向けての取組

- ① いじめを許さない校風の醸成
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成
 - 「分かった・できた」満足感のある授業づくり
 - 感謝と思いやりの心を育む道德教育の推進
 - 自己有用感や自己肯定感を育む特別活動
 - 関わりから社会性を学ぶ体験活動
 - 児童が主体的に活動する取り組み など

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 小さなサインを見逃さない関わりと見取り
- ② いじめを訴えやすい雰囲気づくり
 - 居場所づくり(安心感・安定感を感じる学級)
 - 絆づくり(自己有用感を感じる協働的な活動)
- ③ 定期的なアンケートの実施、聴き取りと支援
- ④ QUTテストを活用した友人関係等の把握
- ⑤ 教育相談の充実 など

(3) いじめ問題発生時の基本的対応

- 児童及び保護者からいじめ相談や訴えを受けたときは、丁寧に聴き取りを行います。また、いじめが疑われる場面を発見したときは、看過することなく速やかにその行為を止め、早い段階から的確に関わりを持ちます。
- いじめの発見・通報を受けたときは、校長判断のもと学校いじめ防止対策委員会(以下「いじめ対策委員会」という)を招集し、いじめられた児童と通報した児童を徹底して守る体制を整え、個別の聴き取り等により正確な実態把握に努め事実確認を行います。
- いじめ対策委員会ではいじめの有無を確認し、その結果を教育委員会に報告するとともに、当該児童の保護者に連絡します。
- いじめ対策委員会は速やかに指導方針及び指導・支援等の対策を策定し、全教職員共通理解のもと指導体制を整え、保護者と連携を取りながら組織的に対応をすすめていきます。この時、個人情報の扱いには十分注意します。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間欠席する(年間30日を目安)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ※ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断します。

(2) 重大事態への対処

- 教育委員会に速やかに報告し、協議の上、「学校いじめ問題対応委員会」を設置します。
- 関係諸機関と適切に連携して事実関係を明確にするための調査を実施し、事実関係を明らかにして、当該事案への対応及び再発防止策の策定を行います。
- いじめを受けた児童に対して継続的なケアを行うとともに、策定した再発防止に向けた取り組みを進めていきます。
- 調査結果等を、いじめを受けた児童及び保護者に対し、適切に提供します。
- 調査結果を、教育委員会を通じて鶴岡市長に報告します。

7 学校・家庭・地域の「信頼のトライアングル」を大切にした学校づくりで、「いじめゼロ」へ



- お子さんに「いじめは絶対に許されない行為」であること、「誰もがいじめの加害者にも被害者にもなりうる」ことを、お話してください。また、お子さんのインターネット利用状況を把握するとともに、ネット上のいじめにおいて「被害者にも加害者にもならない」という意識を高められるように、日頃から話し合う機会を持つようにしてください。
- いじめやトラブルに巻き込まれたときに見せる小さな変化やサインを見逃すことのないように、一緒に過ごす時間や会話を大切にして、気になることや気づいたことがあった時には、学校に連絡または相談をお願いします。

- 子どもたちが「見守ってもらっている」という安心感を持って生活できるように、また、思いやりの心や社会性が育まれるように、これからもあいさつや地域の行事等での声かけをお願いします。
- 気になることや気づいたことがありましたら、学校へご連絡をお願いします。